

●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年10月31日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 措置の状況

項 目	監査結果 (対象機関)	措置の状況
指導注意事項	<p>1 特殊現場作業手当について 特殊現場作業手当（特殊勤務手当）の支給に当たり、支給額に誤りがあるので、正当額との差額を返納させる必要がある。（長尾土木事務所）</p> <p>2 財産売払い時の見積書の徴収について 不用品決定した公用車を売却するため、1社のみ見積書を徴収しているものがあつたので、2社以上から見積書を徴収する必要がある。（長尾土木事務所）</p> <p>3 占用料に係る督促状の発行について 納付期限内に納められていない河川占用料及び港湾占用料について、納付期限から20日以内に督促状が発行されていないものがある。（中讃土木事務所、西讃土木事務所）</p>	<p>1 特殊現場作業手当について 平成20年8月分給与で返納済みである。（長尾土木事務所）</p> <p>2 財産売払い時の見積書の徴収について 今後、見積書を2社以上から徴収する。（長尾土木事務所）</p> <p>3 占用料に係る督促状の発行について 納付状況の確認を行い、適正な督促状の発行を行う。（中讃土木事務所、西讃土木事務所）</p>
検討指示事項	<p>1 登記事務処理の推進について 用地の未登記の解消については、計画的な取組により一定の改善成果は認められるものの、引き続き計画的・重点的な登記事務処理の推進を図る必要がある。（土木監理課）</p>	<p>1 登記事務処理の推進について 未登記土地は、既に道路、河川の敷地として供用されているが、元土地所有者に対し、不利益を与えているところから、これまで、囑託職員を配置するなどして未登記案件の処理に努め、相当数の処理を行ってきた。 一方、残った案件は処理が困難なものが多く、さらに、未登記処理の</p>

	<p>2 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について</p> <p>廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。(道路課、河川砂防課)</p> <p>3 財産管理について</p> <p>道の駅について、財産の管理方法等について検討し、併せて情報提供機器について、一部使用できない機器があるので、その必要性及び修繕等の措置を講じることについて検討する必要がある。(道路課、高松土木事務所、西讃土木事務所)</p>	<p>ために人を配置することも難しいが、県有財産の保全という視点を重視し、引き続き、相続の進捗状況や再事業化が見込まれるものなど案件の状況や内容を十分に把握した上で計画的な処理に取り組む。</p> <p>また、登記担当者会を開催するなどして、各事務所の進捗状況を把握し、未登記案件の処理を推進する。</p> <p>(土木監理課)</p> <p>2 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について</p> <p>廃道敷の適正な管理に努め、地元市町や関係者との協議により市町道への移管、緑地帯としての活用、売却処分などの促進を図る。(道路課)</p> <p>廃川敷の現状把握に努め適正な管理を図るとともに、関係者との協議を積極的に進めることによって、売却、貸付や移管等の処分に努める。</p> <p>(河川砂防課)</p> <p>3 財産管理について</p> <p>道の駅の建物等の財産は、道路台帳及びその付属台帳により管理する。</p> <p>また、使用できない情報提供機器は、地元市町と管理方法を協議の上、順次、必要な修繕を行う。(道路課、高松土木事務所、西讃土木事務所)</p>
--	--	--